

# グリーンイノベーション基金事業

## 「食料・農林水産業のCO<sub>2</sub>等削減・吸収技術の開発／高機能バイオ炭等の供給・利用技術の確立」プロジェクトに係る公募要領

### 【受付方法】

本公募は、電子申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なおJ グランツの使用にあたっては、事前にG ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は2週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。G ビズ ID が無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

### 【受付期間】

2026年3月25日（水）午前10時～2026年7月31日（金）正午まで

### 【提出先及び提出方法】

以下のJ グランツ公募ページから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行った上で、申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXoQMAX?wfid=a0XJ2000006hWkrMAM>

### 【留意事項】

※J グランツ上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。

※他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。

※万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

2026年3月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

## 目次

1. 件名	4
2. プロジェクト概要	4
(1) 背景・目的（先行事業と共通）	4
(2) 目標（先行事業と共通）	5
(3) 研究開発項目と社会実装に向けた支援（先行事業と共通）	5
(4) 実施スケジュール（本事業）	6
(5) 予算（本事業）	6
3. 応募要件・実施要件	6
4. 応募方法	7
(1) 受付期間及び提出方法	7
(2) 提出書類	9
5. 採択先の選定	10
(1) 審査の方法	10
(2) 審査基準	11
(3) 採択先の公表及び通知	12
(4) 選定スケジュール	12
(5) プロジェクト開始後のスケジュール	13
6. 公募説明会の開催	15
7. 事前相談の受付	15
8. その他重要事項・留意事項	16
9. 問い合わせ先	16
10. その他	16
11. 掲載資料	17
【別紙1】その他重要事項・留意事項	18
◆応募にあたっての留意事項	18
(1) 契約等に係る情報の公表・開示	18
(2) 研究者情報の researchmap への登録について	18
(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除	18
(4) 「国民との科学・技術対話」への対応	20
(5) EBPM に関する取組への協力について	20
(6) 提出書類の情報の取り扱い	20
◆事業運営及び実施に係る各種手続き	21
(1) 事業運営	21
(2) 採択後の各種事務手続き	24
(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動	25
(4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用	25
(5) 追跡調査・評価	25
◆法令遵守、研究不正への対応	25
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）	25
(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点	27
(3) 研究不正への対応	27

【別紙 2】 先行事業の研究成果の活用と本事業における研究開発要素 .....	31
(1) 基本的事項 .....	31
(2) 提案者が検証する事項 .....	31
(3) 先行事業者に協力して検証する事項 .....	35
(4) 事業規模及び予算額等 .....	35

「食料・農林水産業のCO<sub>2</sub>等削減・吸収技術の開発／高機能バイオ炭等の供給・  
利用技術の確立」プロジェクトに係る公募について  
(2026年3月25日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2022年度から2030年度までの予定で実施している「グリーンイノベーション基金事業／食料・農林水産業のCO<sub>2</sub>等削減・吸収技術の開発／高機能バイオ炭等の供給・利用技術の確立」プロジェクト（先行事業※）のうち、高機能バイオ炭等の開発事業（本事業※）について、2027年度から2030年度までの予定で、新たに追加実施する予定です。本事業への応募を希望する事業者を、以下の要領に従い広く募集します。

本プロジェクトは、経済産業省が定める「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」、農林水産省が定める「『食料・農林水産業のCO<sub>2</sub>等削減・吸収技術の開発』プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画」の内容に基づき実施いたします。

※先行事業とは、2022年度から実施している「グリーンイノベーション基金事業/食料・農林水産業のCO<sub>2</sub>等削減・吸収技術の開発/高機能バイオ炭等の供給・利用技術の確立/農業副産物を活用した高機能バイオ炭の製造・施用体系の確立」のことである。提案者が本事業において採択された場合、先行事業のコンソーシアムに参加して、先行事業と本事業とを一体的に実施するものとする。

## 1. 件名

「食料・農林水産業のCO<sub>2</sub>等削減・吸収技術の開発／高機能バイオ炭等の供給・利用技術の確立」プロジェクト

## 2. プロジェクト概要

### (1) 背景・目的（先行事業と共通）

農林水産省では、2021年5月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため「みどりの食料システム戦略」を策定した。農地及び森林等が吸収・固定する温室効果ガス（GHG）は、年間4,450万トン（2020年度）にも達することから、本戦略では、食料・農林水産分野における2050年カーボンニュートラルの実現に向け、これらの吸収源対策を一層強化するため、バイオ炭による農地炭素貯留等の技術に係る研究開発及びその社会実装を加速化すること等の方針を明らかにしたところである。

さらに、2022年4月には、「みどりの食料システム法」（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号））が可決、成立し、同年7月に施行された。本法律に規定する基本理念や国が講ずべき施策に基づき、国は必要な技術開発等を推進するとともに、「見える化」を始め、消費者の行動変容を促す施策を総合的に講ずることとしている。そこで、本プロジェクトでは、農林水産業に期待されるCO<sub>2</sub>等の吸収・固定技術を中心に、将来の成長産業の創出につながるインパクトの大きな課題を対象として、これまでの発想や技術的な限界を打ち破るような野心的な研究開発を重点的に推進することを目的とする。

## (2) 目標（先行事業と共通）

### 【研究開発項目 1】高機能バイオ炭等の供給・利用技術の確立

全国各地で生産者が農地炭素貯留に取り組み得るよう、2030年までに農作物の収量性が概ね2割程度向上する高機能バイオ炭等を開発することにより、農地1ha当たり年間3トン程度（バイオ炭量換算で1.9トン/ha程度）のCO<sub>2</sub>を持続的に農地炭素貯留できる営農技術等及び農地炭素貯留の取組によって生産された農産物の「環境価値」を客観的に評価する手法を確立する。

## (3) 研究開発項目と社会実装に向けた支援（先行事業と共通）

### 【研究開発項目 1】高機能バイオ炭等の供給・利用技術の確立

#### ① 高機能バイオ炭等の開発

【(基礎的技術開発：9/10 委託→製造実証プラント仕様・設計：2/3 補助→実証プラントの導入・改良：1/2 補助) + (1/10 インセンティブ)】

水稻とダイズ・野菜類を対象に、肥料成分の供給や生育促進等を助ける有用微生物を特定し、それら微生物の固定・培養法を確立するとともに、バイオ炭等との同時施用により、実際の農作物への肥料供給効果や生育促進効果等を確認・実証する。また、微生物資材として実用化するため、大規模培養法を確立するための高機能バイオ炭等製造プラント（微生物資材製造機・高効率バイオ炭等資材製造機・微生物資材/バイオ炭等混合機）を開発する。開発する微生物資材は、農作物の特性等に応じ、有用微生物を単体若しくは複数組み合わせることにより、慣行栽培と比較して概ね2割程度の単収向上が可能となるものを3資材以上開発する。

#### ② 高機能バイオ炭等によるCO<sub>2</sub>固定効果の実証・評価等

【(基礎的技術開発：9/10 委託→高機能バイオ炭等効果実証：2/3 補助、全国規模での効果実証、環境価値評価実証・運用：1/2 補助) + (1/10 インセンティブ)】

地域バイオマス資源であるもみ殻等を対象としたバイオ炭等製造から、研究開発内容①で開発された微生物資材を合わせて農地に施用するまでの一連の実用化プロセスを想定し、農地1ha当たり年間3トン程度（バイオ炭量換算で1.9トン相当）のCO<sub>2</sub>を固定できる栽培技術体系（目標収量が慣行栽培の概ね2割程度向上）をLCAも含めて確立する。また、ICT技術を活用することにより、原料バイオマスの収集方法やバイオ炭の施用、原料バイオマスやバイオ炭等の一時貯留の効率化、追加的なコストの試算等に関し、現地実証を通じて評価する。

実証試験では、代表的な農作物10種類程度を対象とする。土質の違いや年々の気候変動等の影響も考慮し、保肥力や保水力のほか、土壌病害のまん延防止の観点なども含めた総合的な実証試験を複数年度行い、バイオ炭等の連年施用が可能な栽培技術体系を確立する。

また、高機能バイオ炭等の施用など、農地炭素貯留の取組により生産された農産物の「環境価値」を客観的に評価する手法を確立するため、水稻、畑作物、野菜、果樹、飼料作物、牧草の主要40品目について、農作物の収量・品質等に及ぼす影響も総合的に勘案し、生産された農作物の「環境価値」を相対的に評価する指標化技術（CO<sub>2</sub>固定量評価手法等）を開発し、生産者等がインターネット上から容易にアクセスできるwebシステムを構築する。

CO<sub>2</sub>固定効果の実証・評価に関しては、初めに、バイオ炭等の大量施用、連続施用が農作物に与える影響等の基礎データの収集と、研究開発内容①で開発する高機能バイオ炭等の10作

物以上の農作物への影響調査及び、高機能バイオ炭等を用いた農地施用体制の構築を行う。  
なお、本データが後のテスト圃場での効果実証試験のベースとなる。

#### (4) 実施スケジュール（本事業）

【研究開発項目 1】 高機能バイオ炭等の供給・利用技術の確立

2027～2030 年度までの 4 年間とする。なお、事業毎にステージゲートを設定し、事業進捗を見て継続可否を判断するため、原則として 契約または交付決定する期間は直近のステージゲート実施時期までとする。

#### (5) 予算（本事業）

【研究開発項目 1】 高機能バイオ炭等の供給・利用技術の確立

研究開発内容① 高機能バイオ炭等の開発（9.5 億円）

### 3. 応募要件・実施要件

#### 【応募要件】

応募資格のある提案者は、次の(i)～(iii)までの条件、「研究開発・社会実装計画」に示された条件を満たす、単独ないし複数で補助を希望する、企業・大学・地域の農業者の組織する団体（農事組合法人、農地所有適格法人、農業協同組合、農業協同組合連合会等）等とします。なお、国立研究開発法人から民間企業への委託又は共同研究（委託先又は共同研究先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりませんのでご注意ください。

- i. 2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向けて研究開発の成果を着実に社会実装へつなげることを、企業等の経営者（原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者）が長期的な経営課題としてコミットし、そのコミットメントを明らかにした長期的な事業戦略ビジョンを提出すること。
- ii. プロジェクトの実施場所及びプロジェクト後の成果活用場所に国内を含むこと。海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証を実施する場合は、我が国の産業競争力強化の観点から、我が国技術の国際競争力や海外における類似の研究開発動向を分析した上で、国内経済への波及効果が期待できることを示すこと。
- iii. プロジェクトの主たる実施者が、企業等、収益事業の担い手であること。（企業等の支出が過半を占める必要がある。）

#### 【実施要件】

本プロジェクトは、採択後、「グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程」に沿って、交付申請書等を作成いただき交付決定を行います。補助事業の事務処理においては、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する交付規程及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】 補助事業の手続き：交付規程・様式

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_koufukitei\\_koufukitei.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html)

補助事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

## 4. 応募方法

### (1) 受付期間及び提出方法

本公募要領に従って「事業戦略ビジョン」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までに電子申請システム「J グランツ」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は原則受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

**【受付期間】** 2026 年 3 月 25 日（水）午前 10 時～2026 年 7 月 31 日（金）正午まで

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトの公募ページ上でお知らせいたします。

**【提出先】** J グランツ公募ページ申請 URL

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXoQMAX?wfid=a0XJ2000006hWkrMAM>

### **【提出方法】**

電子申請システム「J グランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が提出書類を取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人の J グランツ上の申請は不要です。

J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

J グランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得や J グランツ利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

**【参考】** NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について

[https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN\\_100061.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html)

### **【提出にあたっての留意事項】**

- ・提出書類は日本語で作成してください。
- ・「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。

- ・J グランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
- ・万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。
- ・J グランツ上にアップロードするファイルは提出書類毎に作成してください。(2) 提出書類のうち、事業戦略ビジョン（別添 1）、積算用総括表（別紙）、研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書（別添 2）については一つの PDF 形式のファイルにまとめてください。その他資料（全て PDF 形式）と併せて一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。
- ・アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・公正な審査を行うための利害関係の確認として、J グランツ上で以下の項目について入力を求めていますので、あらかじめご了承ください。

#### ■入力項目

- ①代表法人名称及び共同提案法人名称（共同提案の場合は、提案法人名を列記）
- ②提案の概要（300 文字以内）
- ③提案内容、手法のポイント（600 文字以内）
- ④責任者名（所属部署・職名含む）（法人毎に列記。委託事業の場合は研究開発責任者（共同提案の場合の研究開発統括責任者候補含む）、補助事業の場合は主任研究者）
- ⑤利害関係者（※）

#### （※）利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- NEDO から申請時に入力いただいた情報を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。競合関係を特定することが可能と考える提案内容のポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっ

しやる場合には、「利害関係者」欄に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：○○株式会社 ○○ ○○

○○大学○○学部○○学科 教授 ○○ ○○

○○大学院○○研究科○○専攻 教授 ○○ ○○

○○研究所 ○○部門 部門長 ○○ ○○

## (2) 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は添付資料をご参照ください。

提出書類
提案書類のチェックリスト
別添 1：事業戦略ビジョン
別紙：積算用総括表
別添 2：研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書
別添 3：提案者情報
別添 4：その他の研究費の応募・受入状況
別添 5：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
別添 6：事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）
別添 7：GX リーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況
別添 8：別紙 2 の検証項目の選択状況
直近の事業報告書
直近 3 年分の単体／連結財務諸表（原則、円単位） <sup>(※)</sup>

### 【留意事項】

- (※) コンソーシアムによる共同提案の場合、事業戦略ビジョンは全ての実施主体者がそれぞれ作成してください。その他、事業戦略ビジョンの作成に当たっては、事業戦略ビジョンの表紙の注意事項をご確認ください。
- (※) 財務諸表には、「貸借対照表」、「損益計算書（製造原価報告書（製造業等の場合）、販売費及び一般管理費明細書を含む）」、「株主（社員）資本等変動計算書」を含めてください。「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。
- (※) 直近の事業報告書や単体／連結財務諸表を Web ページ上で公表している場合には、その公表 URL を「別添 3：提案者情報」中に明記する形で可とします。連結財務諸表は作成している場合のみ、提出してください。
- (※) 委託先・共同研究先分の事業報告書及び財務諸表の提出は不要です。
- (※) なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。また、提案者の財務状況によっては、追加的に親子会社、関係会社等や委託先・共同研究先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。

(※) 法人が設立されたばかりで財務諸表が3年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。

### GX に関する取組への対応について (GX リーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況)

GX 実行会議において、GX 経済移行債による支援は GX 投資を官民協調で実現していくための「大胆な先行投資支援」として、GX リーグへの参画等、支援対象企業には GX に関する相応のコミットメントを求めています。そのため本基金事業においては、当該趣旨に鑑み、2024 年 6 月以降にプロジェクトの追加・拡充・増額を実施する場合、実施企業については、以下 (i) ~ (iii) の温室効果ガス排出削減のための取組を実施することを求めることとしています (GX リーグに参加する場合には、これらの取組を実施したものとみなします。)

ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく 2020 年度 CO<sub>2</sub> 排出量が 20 万 t 未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これに替えることができます。

(i) 国内における Scope1 (事業者自ら排出)・Scope2 (他社から供給された電気・熱・蒸気の使用) に関する排出削減目標を 2025 年度 (当該年度及び 2025 年度までの複数年間)・2030 年度について設定し、排出実績及び目標達成に向けた進捗状況について第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。

(注) 第三者検証については、「GX リーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

(ii) (i) で掲げた目標を達成できない場合には Jクレジット又は JCM その他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表すること。

(iii) サプライチェーン全体での GX 実現に向けた取組を実施又は計画すること (例: 上流事業者の排出量削減の取組支援、CFP の表示)。

## 5. 採択先の選定

### (1) 審査の方法

外部有識者による採択審査委員会で審査の上、その結果を踏まえ、NEDO 内の契約・交付審査委員会を経て、最終的に実施者を決定します。なお、採択審査に加え、経済産業省の承認も要する場合があります。

外部有識者による採択審査は、書面審査と、必要に応じて面接審査により実施します。書面審査は、NEDO に設置する技術・社会実装推進委員会の技術面、事業面の審査、及び経済産業省産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会 (以下「部会」という。) の産業構造転換分野ワーキンググループ (以下「WG」という。) 委員による経営者のコミットメントの確認により実施します。

面接審査を行う場合には、技術面、事業面のプレゼンテーション審査を実施します。面接審査には、提案する企業等の担当役員 (取締役、執行役に加え、いわゆる執行役員等も含む。) 以上の参加を求めます。

契約・交付審査委員会の審議では、外部有識者による採択審査に基づく採択候補が、NEDO が定める基準等に適合することを確認し、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒア

リング審査や資料の追加、代表者面談等をお願いする場合があります。なお、採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

## (2) 審査基準

### a. 採択審査の基準

#### i. 研究開発計画について（技術面）

1. 研究開発・社会実装計画で掲げる目標（技術水準）を実現可能な具体的な解決方法や、野心的かつ測定可能な KPI が提案されているか
2. 当該技術及び解決方法は、独自性・新規性・他技術に対する優位性・実現可能性等を有しているか
3. 本プロジェクトだけでは解決しきれない残された技術課題とその解決の見通しが示されているか
4. 目標を実現するために効果的・効率的な実施スケジュール・実施体制を構築しているか
5. 中小・ベンチャー企業が効果的に実施体制に組み込まれているか
6. 提案者は本研究開発を遂行するための高い能力（具体的な実績、国際競争力、経営資源等）を有しているか

#### ii. 事業戦略・事業計画について（事業面）

1. カーボンニュートラル実現に伴う産業構造の変化を予測・分析し、市場機会を適切に認識できているか
2. 具体的な市場・顧客とその課題・ニーズを想定した上で、社会・顧客に対する提供価値とそれを実現するビジネスモデルを提案できているか
3. 当該ビジネスモデルは、独自性・新規性・他社に対する優位性・実現可能性・継続性等を有しているか
4. 国内経済・サプライチェーンへの波及が期待出来るか
5. 研究開発から社会実装、その後の競争性の維持・事業拡大に至るまでの大まかなスケジュールが計画されているか
6. 提案者は当該事業計画を実施するために必要な資金計画や経営資源を有しているか

#### iii. イノベーション推進体制について（経営面）

1. 前述の研究開発計画・事業計画を推進するために必要な社内体制を構築しているか
2. 提案される事業に対して、経営者自身が深く関与するか
3. 提案される事業が、経営戦略の中核に位置づけられ、幅広いステークホルダーに情報発信されるか
4. 機動的・継続的に経営資源を投入し、着実に社会実装まで繋げるための組織体制を構築（専門部署の設置等）するか

#### iv. その他

1. 様々な視点からリスクをアセスし、事業を中止する場合の基準を明確にしているか
2. ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定等を受けているか
3. 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をしているか

v. 検証技術の優先性

以下の場合に、加点を行います。なお、検証内容（【別紙2】表1の「種類」参照）が重複する提案については、検証内容分散を目的に最も優れたものを採用することがあります。

1. 水稻以外の作物を対象に含めた検証計画になっているか（水稻の提案を妨げるものではありません。）
2. 検証事項の任意選択（【別紙2】表1参照）に取り組む提案となっているか
3. バイオ炭製造に必要な原料イネもみ殻（年間約400t）を、オンサイト（現地）で集積できる規模か

b. 契約・交付審査委員会の選考基準

補助金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

- i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。
  1. 補助事業の目標がNEDOの意図と合致していること。
  2. 補助事業の方法、内容等が優れていること。
  3. 補助事業の経済性が優れていること。
- ii. 補助事業における補助事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。
  1. 関連分野における事業の実績を有していること。
  2. 補助事業を行う人員、体制が整っていること。
  3. 補助事業の実施に必要な設備を有していること。
  4. 経営基盤が確立していること。
  5. 補助事業の実施に関してNEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

**(3) 採択先の公表及び通知**

a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、事業者名（委託事業の場合の再委託先・共同実施先、補助事業の場合の委託先・共同研究先含む）、事業概要をNEDOのウェブサイト等で公表します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査委員の氏名の公表

採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（予算や体制の変更、経費の支払方法等）を付す場合があります。

**(4) 選定スケジュール**

2026年7月31日：公募締切

2026年9月上中旬（予定）：技術・社会実装推進委員会（面接審査）

2026年10月中旬（予定）：契約・交付審査委員会

2026年10月下旬（予定）：採択先決定

2026年11月上旬（予定）：ウェブサイトにて公表

## (5) プロジェクト開始後のスケジュール

### ○（毎年度）

- ・WGへの出席、マネジメントシートの提出（【別紙1】その他重要事項・留意事項に記載の「毎年度のWGへの出席」を参照）なお、WGにおいて経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分であると判断され改善が見られない場合はプロジェクト中止の場合がある。（【別紙1】その他重要事項・留意事項に記載の「取組状況が不十分な場合のプロジェクト中止・国費負担額の一部返還」を参照。）
- ・技術・社会実装推進委員会への出席（各プロジェクト担当者から技術面・事業面での進捗報告。）

### ○ステージゲート審査

- ・事業化段階の切れ目において、ステージゲートを設定し、事業の進捗（目標の達成度を含む）、社会実装の見込み等を踏まえて、事業の継続可否を判断する。審査のタイミングは先行事業について以下を想定し、本事業については下線部を想定するが、プロジェクト全体の提案等を踏まえて、審査の時期を調整することがありえる。

#### 【研究開発項目1】高機能バイオ炭等の供給・利用技術の確立

##### 研究開発内容① 高機能バイオ炭等の開発

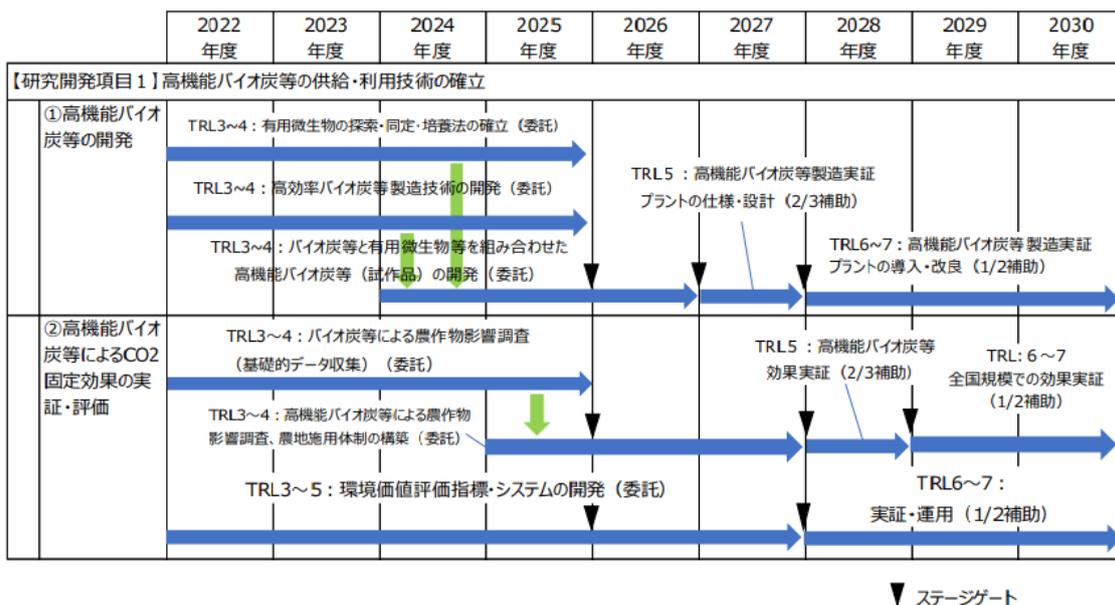
- ・有用微生物の探索・同定・培養法の確立  
バイオ炭等と親和性があり、肥料成分の供給や生育促進等を助ける有用微生物を1菌体以上特定した時点（2025年度に目標達成済み）
- ・高効率バイオ炭等製造技術の開発  
バイオ炭等の製造コストを3万円/トン以下とする技術を確立した時点（2025年度に目標達成済み）
- ・高機能バイオ炭等（試作品）の開発  
3作物以上に適用可能な高機能バイオ炭等（試作品）を3資材以上開発した時点（2026年頃に事業継続判断）
- ・高機能バイオ炭等資材製造実証プラントの仕様・設計完了時点（2027年頃に事業継続判断）

##### 研究開発内容② 高機能バイオ炭等によるCO<sub>2</sub>固定効果の実証・評価等

- ・バイオ炭等による農作物影響調査  
高機能バイオ炭等による農作物影響調査と農地施用体制検討の試験の基礎となる、バイオ炭等の大量施用、連続施用が農作物へ与える影響等の基礎データが収集された時点（2025年度に目標達成済み）
- ・高機能バイオ炭等による農作物影響調査、施用体制の構築  
10作物以上を対象に、バイオ炭施用による影響等の基礎データを収集し、2028年度から開始する高機能バイオ炭等のテスト圃場での施用実施に必要な栽培技術体系を地域条件も加味して10体系以上確立した時点（2027年頃に事業継続判断）

- ・高機能バイオ炭等効果実証  
実証地区の対照区（実証を予定している地区内の慣行栽培の区画）と比較して、収量が 2 割程度向上する高機能バイオ炭等の施用技術を確立した時点（2028 年頃に事業継続判断）
- ・環境価値評価指標・システムの開発  
農地の状態（水田・畑等）に応じ、農地炭素貯留の取組に係る GHG（CO<sub>2</sub> の他、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O を含む）の削減量や、CO<sub>2</sub> 固定量を総合的に評価できるシステムを確立した時点（2025 年度に目標達成済み）
- ・農地炭素貯留による農作物の環境価値を総合的かつ客観的に評価できるシステムを確立  
農地炭素貯留の取組に係る地下水への影響や生態系への影響等を上記システムに組み込み、農地炭素貯留の取組によって生産された農作物の環境価値を総合的かつ客観的に評価できるシステムを確立した時点（2027 年頃に事業継続判断）

表 1：プロジェクトの想定スケジュール



【補足】

表 1 に記載の TRL（Technology Readiness Level）の定義は、「「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の変更等について（令和 3 年 9 月 17 日、経済産業省）」P10 を参照のこと。

URL：https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green\_innovation/pdf/005\_02\_00.pdf

○プロジェクト終了最終年度～終了後 3 年間

- ・社会実装計画<sup>※</sup>の作成、NEDO における社会実装計画の審査やWGでの議論等踏まえ、インセンティブ額を精算

※社会実装に向けて取り組む指標（毎年度の売上高、継続投資額、知財活用数、資金調達額等）を含む計画。内容としては事業戦略ビジョンの 1. 事業戦略・事業計画や 3. イノベーション推進体制等の内容を予定しております。

## ○プロジェクト終了後

- ・WGによる事後評価
- ・フォローアップ調査（最大6年間。特に補助事業においては、プロジェクト終了後3年間社会実装計画に示された指標に対する進捗状況を確認し、未達の場合はインセンティブ額の返還がある。（【別紙1】その他重要事項・留意事項に記載の「目標達成度等に応じた国費負担割合の変動」を参照。）

## 6. 公募説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、事業内容や公募手続き及び留意事項等について説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の企業等は、2026年4月7日（火）12時までに下記のURLからお申し込み下さい。

開催日時：2026年4月9日（木）13時30分～15時30分

開催形式：オンライン会議（オンライン会議システム等は参加者登録メールアドレスへ送付致します。）

申込方法：<https://forms.office.com/r/MasmgnPMOM>

## 7. 事前相談の受付

本公募への提案を検討されている方向けに、提案内容の公募趣旨・内容への適合性や提案にあたっての疑問点・不明点等について、事前相談を受け付けています。

事前相談をご希望の方は、以下の申込期間中にお申し込みください。なお、事前相談のお申し込みは先着順とさせていただきます。申し込みが多数となった場合や申し込みが殺到した場合などは事前相談をお受けできない場合もございますので、余裕を持って早めにお申し込みください。

申込期間：2026年4月10日（金）10時00分～2026年6月23日（火）17時00分まで

申込方法：添付ファイル「事前相談申込書フォーマット」に必要事項を記入の上、申込期間内に以下の宛先まで提出ください。日時や会議用URL等は、NEDO担当者から別途ご連絡します。

提出先：gi-agri[\*]nedo.go.jp

上記アドレスの[\*]を@に変えて使用してください。

### <事前相談の実施要領>

対応期間：2026年4月13日（月）10時00分～2026年6月30日（火）17時00分まで

実施形式：オンライン（Teams形式）

相談時間：1件あたり30分（1事業者1回まで）

※複数事業者のいる共同提案の場合も事前相談は1回までとさせていただきます。

留意事項：事前相談の際には、「事前相談申込書フォーマット」に記載された留意事項を遵

守いただきますので、必ず事前にご確認ください。

## 8. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙1】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

## 9. 問い合わせ先

本公募の内容に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降の問い合わせは、2026年4月10日（金）から7月24日（金）の間に限り、以下の問い合わせ先のE-mailで受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

フロンティア部 井鳥、横江、中川、渕上

E-mail : gi-agri[\*]nedo.go.jp

E-mailは上記アドレスの[\*]を@に変えて使用してください。

## 10. その他

### 【NEDO 公式 SNS】

以下リンクのNEDO公式SNSをフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせをSNSで確認できます。是非フォローいただき、ご活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

### 【NEDO 事業に関する制度改善アンケート】

NEDOでは、NEDO事業に関する制度改善アンケートを随時受け付けております。以下のリンク先のNEDOホームページ「契約案内」のページ下部「事業者アンケート」のパネルからアンケートページにお進みいただき、ご意見をお寄せください。なお、内容については、本事業に限りません。

<https://www.nedo.go.jp/keiyaku/index.html>

## 1 1. 掲載資料

グリーンイノベーション基金事業の基本方針（概要）

グリーンイノベーション基金事業の基本方針（本文）

2025年度実施方針（GI 基金事業）

「グリーンイノベーション基金事業／食料・農林水産業のCO<sub>2</sub>等削減・吸収技術の開発」  
プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画

公募要領

提案書一式

提案書類チェックリスト

別添1：事業戦略ビジョン

別紙：積算用総括表（補助事業）

別添2：研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書

別添3：提案者情報

別添4：その他の研究費の応募・受入状況

別添5：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

別添6：事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料

別添7：GX リーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況

別添8：別紙2の検証項目の選択状況

本公募に関するQ&A

事前相談申込書フォーマット

グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程

## 【別紙1】 その他重要事項・留意事項

### ◆応募にあたっての留意事項

#### (1) 契約等に係る情報の公表・開示

委託事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、委託事業・補助事業ともに外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】 契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

[https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku\\_top.html](https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html)

#### (2) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本プロジェクト実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。（researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。）

#### (3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注 1）、又は「過度の集中」（注 2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

（注 1）

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

(※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注2)

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘

匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省又は NEDO から照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin\\_r3\\_1217.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf)

#### (4) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業の実施にあたっては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下「国民との科学・技術対話」という。）に関する講演、成果展示、情報発信等の経費の計上が可能です。

本事業において、「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

#### (5) EBPM に関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記の EBPM に関する取組への協力に同意したものとみなします。

（※）政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするものです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

#### (6) 提出書類の情報の取り扱い

NEDO は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の一部である研究経歴書（CV）については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

なお、採択決定後 e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公に

することが予定されている情報」として取り扱われます。

事業戦略ビジョンのうち非開示を希望する情報・スライドはその旨を明記いただき、非開示情報と認められる情報は、NEDO や担当省庁の担当者及び審査委員以外には提供しないものとし、本基金事業以外の目的に使用しません。

なお、上記の非開示とした情報を除いた上で、NEDO のホームページに採択者の「事業戦略ビジョン」を公開する予定です。

## ◆事業運営及び実施に係る各種手続き

### (1) 事業運営

#### ①「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守

経済産業省が定める「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に記載されている事項を遵守いただきます。特に以下の事項にご留意ください。

【参考】グリーンイノベーション基金事業の基本方針

[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/gifund/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gifund/index.html)

#### ・毎年度のWGへの出席

プロジェクトにおける「主要な企業等の経営者※1」には、毎年度、WGへ出席し、事業戦略ビジョンに基づき、事業推進体制における工夫やプロジェクトの取組状況、今後の展望等を説明していただきます。(本事業戦略ビジョンは事業実施期間中、定期的に(年に1度を想定)更新の上、随時公開いただきます。)

※1「主要な企業等の経営者」

##### ①WGへの経営者の出席を求める「主要企業」の範囲

国費負担額がプロジェクト内で最大の実施主体(大学や公的研究機関等を除く、実施主体がコンソーシアムの場合は幹事会社)、及び国費負担額がプロジェクト全体の10%以上かつ上位3社程度の主要企業等(コンソーシアム単位ではなく企業等の単位)。

##### ②企業経営者について

原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者。ただし、やむを得ず企業経営者本人の出席が困難であるとWGが認める場合に限り、企業経営者本人から委任を受けた代表権の無い取締役又は執行役の出席も可能。

#### ・毎年度のマネジメントシート提出

プロジェクトに参加する(主要企業以外も含めた)全ての企業等は、提出した事業戦略ビジョンに基づく経営のコミットメント状況を示すため、毎年度、以下の項目等に関する取組状況を記載したマネジメントシートを提出いただきます。マネジメントシートは、WGに共有され、企業等が希望する情報を非開示とした(又は修正した)上で公開する予定です。

なお、大学、公的研究機関、再委託先等はマネジメントシートの提出は不要です。

①経営者自身の関与(プロジェクトへの指示、報酬評価項目への反映等)

②経営戦略への位置づけ(取締役会での決議、IR資料・統合報告書への記載等)

③事業推進体制の確保(経営資源の投入状況、専門部署の設置等)

#### ・取組状況が不十分な場合のプロジェクト中止・国費負担額の一部返還

WGが、経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分である（例えば、WGへの参加要請の拒否、マネジメントシートの未記入・未公表、目標達成に必要な事業推進体制が未整備、技術流出防止に係る取組の未実施等）と判断した場合に、実施者に対して改善点を指摘します。改善点が指摘された事業年度の翌事業年度においても、十分な対応が見られない場合には、WGは、プロジェクトの中止に係る意見を決議し、部会の最終決定がなされた場合、企業等に対して、【(指摘を受けた事業年度の受領額) × (返還率)】の委託費の一部返還を求めます。(プロジェクトを中止した年度の経費は支払わない。また、補助事業の場合は、改善点の指摘後、改善が見られるまで補助金を支払わない。)返還率は、目標の達成度や困難度、公益性等を考慮し、WGにおいて3段階で評価されます。(返還率は研究開発・社会実装計画を参照ください。)

ただし、技術潮流や競争環境の著しい変化、研究開発期間中の著しい経済情勢の変動、天災地変その他不可抗力（感染症の拡大、紛争等）又は研究開発開始時点で予測することのできない事由であって実施者の責任によらない事情があるとWGが認めた場合については、実施者の希望に基づき、WGは実施者に対して改善点の指摘及びプロジェクトの中止に係る意見を出すことなく、プロジェクトを中止することができます。

#### ・目標達成度等に応じた国費負担割合の変動

野心的な研究開発・社会実装の継続に対するコミットメントを高める観点から、原則、プロジェクト終了時点における2030年目標の達成度を国費負担額に連動させ、成果報酬のようなインセンティブ措置を講じます。企業等には、プロジェクト終了時点で、目標の達成状況や、事業戦略ビジョンにある1. 事業戦略・事業計画に準ずる内容に加え、社会実装に向けて取り組む指標（毎年度の売上高、継続投資額、知財活用数、資金調達額等）を含む社会実装計画を提出いただきます。NEDOによる社会実装計画の審査やWGでの議論等踏まえ、その妥当性が認められる場合に、【(総事業費) × (インセンティブ率) × (目標の達成度)】(=インセンティブ額)の金額を付与します。(インセンティブ率を除いた委託費・補助金はプロジェクト途中で支払います。インセンティブ率は研究開発・社会実装計画を参照ください。)

ただし、補助事業の場合、プロジェクト終了後3年間、毎年度のフォローアップにおいて、企業等は、社会実装計画の指標が未達である場合に、【(インセンティブ額) × (4-確認時点のプロジェクト終了後年数(1~3年)) / 3】の金額を返還いただきます。

#### ・企業価値向上に向けた取組

これまでにない革新的技術を社会実装に結びつける上では、事業としての不確実性を認識しつつ投じられるリスクマネーを資本市場から呼び込むことが重要ですが、このためには実施企業が基金での取組を中長期的な経営戦略に明確に位置づけ、持続的な企業価値の向上に結びつけることで、資本市場の信頼を得ることが求められます。このような観点から、実施企業には、応募・採択時点及びその後適切な時点において、本プロジェクトの事業化による企業価値向上と資本市場からの評価につなげる取組の方向性を表明するよう求めます。

具体的には、個々の企業が重視する財務指標（例えばPBR、ROE、PER等）とその目標とする水準等を示しつつ、本プロジェクトにおける将来的な社会実装に向けた事業運営を通じ

て、どのように投資家の期待値を高めるとともに目標とする水準の達成につなげていくことを想定しているかについて、具体的な取組方針を事業戦略ビジョンに記載してください。すでに目標水準を達成している場合も、さらなる向上のために取り組む事項があれば記載してください。（モニタリングでの説明の聴取については、個別に議論しながら進めるものとします。）本件に関する記載内容は、直接的な審査対象とはしません。このため、当該取組に関する記載の有無やその内容を以て、本基金における「経営者のコミットメント」の有無や本事業の継続の可否を判断するものではありませんが、例えば中長期的な経営戦略における本事業の位置づけや資金計画の妥当性に関する裏付けとして有意義な情報になり得ることなどから、採択審査において、参考とすることがあります。また、本件に関する記載が不足等している場合、採択以後に記載を求める場合があります。

【参考】2022年6月 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 中間整理

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin\\_kijiku/20220613\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/20220613_report.html)

#### ・事業を円滑かつ確実に実施するための措置

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）に基づくサプライチェーン強靱化の取組においては、我が国が優位性を有する特定重要物資やその部素材について、国から資金支援を行う場合、一定の技術流出防止措置を求めています。

このような背景の中、研究開発成果を企業等で社会実装することを見据えたものを念頭に、国際動向や国際化への対応も考慮し、「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」(令和6年6月4日「経済安全保障法制に関する有識者会議」)において、国が支援を行う研究開発プログラムに関しても、我が国の技術優位性の強化を目指す技術領域及び将来の我が国の技術優位性の創出を目指す技術領域における研究開発成果の技術流出防止のため、入口から出口までの段階に応じた対策が必要である旨とまとめられました。

この提言等を踏まえ、本プロジェクトにおいては、技術情報管理強化及び技術移転防止（事前相談）に係る措置を講ずるものとします。詳細は、グリーンイノベーション基金事業の基本方針の5. 事業を円滑かつ確実に実施するための措置をご参照ください。

## ②知財・データマネジメント

本事業の実施によって得られた知的財産権等の研究成果は、補助先に帰属します。

また、データマネジメントとして、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議)を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願いいたします。NEDO事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

【参考】NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other\\_CA\\_00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html)

## (2) 採択後の各種事務手続き

### ①NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用させていただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、G ビズ ID を用いた利用申請若しくは利用申請書の提出が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

### ②府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き

採択された事業者におかれては、NEDO からの案内に従い、契約締結・交付決定前までに必ず e-Rad 上で応募情報を入力・申請いただきます。e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、所属機関が未登録の場合は、公募期間中に事前に所属機関の登録手続きを行うなど、余裕をもって登録手続きを行っていただくことを推奨いたします。

共同提案の場合には、代表者となる事業者がまとめて e-Rad 上で登録作業を行っていただきます。この場合、その他の事業者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。入力にあたっては、以下リンクの「NEDO 事業実施の際の e-Rad の手続きについて」の情報をご確認ください。

その他 e-Rad については、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業における e-Rad の手続きについて

[https://www.nedo.go.jp/koubo/201121\\_1\\_201121\\_1.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html)

e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

### ③資産の取り扱い

補助事業で取得した機械装置等の財産所有権は、補助先にあります。ただし、補助金執行の適正化の観点から、補助事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。

### ④事業化状況報告書及び収益納付

採択された事業にあつては、補助事業完了後に事業化に努めていただくとともに、5 年後までの事業化状況報告書を毎年度提出していただきます。事業化状況報告書の提出は交付にあたっての条件となりますので、フォローアップ対応の体制を確保するとともに、確実なご対応をお願いします。また、補助事業の成果を踏まえた当該補助事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

また補助事業の事業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

### (3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規契約又は交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満（40歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該事業の推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書にあらかじめその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

### (4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においてもRA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱うRA等は、NEDOと契約締結又は交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

[https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt\\_kiban03-000011852\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf)

### (5) 追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下ウェブサイトをご覧ください。

【参考】追跡調査・評価の概要

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

## ◆法令遵守、研究不正への対応

### (1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令

別表第1に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

（※）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」  
1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※）。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

（※）輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>  
（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル

## (2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

### a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(以下「経済安全保障推進法」という。)に基づく特許出願の非公開制度(令和6年5月1日施行)において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます(経済安全保障推進法第74条及び第75条)。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願(PCT出願を含む)が禁止されます(経済安全保障推進法第78条)。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/patent.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html)

### b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中(ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く)
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報(ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く)

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

## (3) 研究不正への対応

### ① 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。(※1))及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。(※2))に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を

講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1)「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

(※2)「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDOウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

a. 本プロジェクトにおいて公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDO の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi~iiiの措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

## ②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対

応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。

(※1) 及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。(※2) に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じません。

(※1) 研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

(※2) 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

（電話の受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

## 【別紙 2】 先行事業の研究成果の活用と本事業における研究開発要素

### (1) 基本的事項

先行事業※において開発中の高効率バイオ炭製造技術を、現地 JA のコントリーエレベーター等と連動する形で導入し、バイオ炭を、先行事業で開発される微生物資材との配合レシピと現地配合法に基づき、同じく先行事業で開発・供給される有用微生物資材と配合して、高機能バイオ炭を試作する。

その過程において、現地 JA 等の段階では、高機能バイオ炭製造の精度や作業効率、製造品の保管方法等を検証する。

また、先行事業や本事業の現地実証試験への高機能バイオ炭の供給を通じて、現地 JA 等で製造された高機能バイオ炭の性能を検証する。

なお、2027 年度は高効率バイオ炭製造装置及び混合装置の一式を導入し、試運転によるバイオ炭及び高機能バイオ炭の製造を開始し（2/3 補助）、2028～2030 年度は製造実証を本格化し、施用効果の検証を併せて実施する（1/2 補助）。

※先行事業とは、2022 年度から実施している「グリーンイノベーション基金事業/食料・農林水産業の CO2 等削減・吸収技術の開発/高機能バイオ炭等の供給・利用技術の確立/農業副産物を活用した高機能バイオ炭の製造・施用体系の確立」のことである。提案者が採択された場合、先行事業のコンソーシアムに参加して、先行事業と本事業とを一体的に実施する。なお、先行事業では、2026～2028 年度の各年度にステージゲート審査を予定しており、ステージゲート審査において、先行事業が中止や条件付き継続（現行ステージ）の審査結果となった場合、本事業を中止とすることや、事業の開始時期や進捗が遅れることがある。

### (2) 提案者が検証する事項

以下の各項目に沿って各応募者の地域で検証可能な事業内容を検討し、事業戦略ビジョンを作成すること。なお、以下の表 1 は、①～④の各項目を整理したものである。必須選択検証事項については、必ず検証する提案とすること。各検証事項において、もし複数の検証が可能であれば、複数種類の検証内容を盛り込むこと。なお、任意選択検証事項については、必須ではない。各事項の選択状況及び普及目標面積を、別添 8 の表に記入すること。

表1：検証内容の種類、視点

実証項目	検証事項	必須・任意	種類					検証の視点
①バイオ炭製造	a.バイオ炭製造装置運転方法	必須	連続式	逐次運転				人員管理、運転管理
	b.バイオ炭排出・貯留方法	必須	連続出荷（保管なし）	一時保管	長期保管			製造単位、貯留場所
	c.バイオ炭製造装置稼働率	必須						コスト、減価償却、歩留・品質
	d.原料蓄積・投入方法	必須	一時貯留	C E等直結				貯留槽、投入方法
	e.バイオ炭製造装置運転条件	任意	寒冷	高温	湿潤			歩留・品質
	f.イネもみ殻を他から回収する場合	任意	異物除去装置					異物混入の対策
	g.イネもみ殻を他から回収する場合	任意	床面通風装置					濡れたイネもみ殻対策
②バイオ炭高機能化	a.配合法	必須	粉粒C E等配合	粉粒圃場配合	堆肥混合（微生物資材投入のタイミングを含む）			配合装置
	b-1.微生物資材の種類	必須	水田用	野菜畑用	かんしょ畑用			
	b-2.配合時期	必須	出荷時	秋期	炭化時			保管場所、品質保持
	b-3.高機能バイオ炭保管	必須	なし（即日出荷）	短期（1週）	中期（1月）	長期（3月以上）		保管場所、品質保持
	c-1.農地施用（作物）	必須	栽培作物・体系					施用効果
	c-2.農地施用（収量）	必須	作物収量					施用効果
	c-3.農地施用（土壌）	必須	土壌					施用効果
	c-4.農地施用（水分調整）	必須	作業機への影響（ダマになる/ならない）	重量による作業性	微生物資材への影響			作業性、施用効果
	d.堆肥との混合	任意						
③バイオ炭/高機能バイオ炭出荷	a.対象作物と施用法	必須	土地利用型全面散布用	土地利用型局所施用用	園芸作物全面散布用	園芸作物局所施用用	二段階施用用	出荷単位、出荷回数
	b.出荷時期	必須	春	秋	その他作期間			搬出管理
	c.出荷方法	必須	自社消費	管内自己配送	農家受取	業者配送		ロット管理、コスト
	d.供給形態	必須	バラ	ビニル袋	フレコン小	フレコン大	散布作業請負	ロット管理、コスト
④バイオ炭原料	a.原料集積規模と範囲	必須	小規模	大規模	分散（複数）	外部受入		原料集積コスト
	b.イネもみ殻発生時期	必須	秋期集中	季節変動	年間分散			年間バイオ炭製造計画

### ①バイオ炭製造

本事業で導入する高効率イネもみ殻バイオ炭製造装置（バイオ炭炭化炉）を用いて、バイオ炭を製造し、a～gについて検証する（このうち、a～dは必須、e～gは任意選択検証事項とする）。

a. 高効率イネもみ殻バイオ炭製造装置の運転方法による人員管理、運転管理を検証する。

運転方法としては、連続式運転、逐次運転等がある。

- b. バイオ炭の排出・貯留方法による製造単位、貯留場所を検証する。排出・貯留方法としては、連続出荷、一時保管、長期保管等がある。
- c. 高効率イネもみ殻バイオ炭製造装置導入後に稼働率を徐々に上げ、最大稼働した場合における収支を検証する。
- d. 原料蓄積・投入方法として、一時保管（貯留槽あり）又はCE等直結の違いから生じる投入方法を検証する。
- e. 高効率イネもみ殻バイオ炭製造装置の運転条件として、寒冷又は高温、湿潤など気象条件の過酷な環境における歩留・品質を検証する。特に、0℃以下での運用は、凍結によってバイオ炭炭化炉において散水ができず、火災リスクや粉塵の飛散などの問題が発生するため、対策として、バイオ炭排出コンベア部及び放熱源として高効率イネもみ殻バイオ炭製造装置を建屋内に設置し、必要量の加温を行う検証を実施する。また、積雪地域ではフレコンに入ったバイオ炭の運送用にフォークリフトなどを使用することから除雪作業が必要になるため、その作業性を検証する。（任意選択）
- f. イネもみ殻を他から回収する場合、トラックから清掃が不十分な土間に排出されたものが搬入されることや、発送元において、自社設備でないため、廃棄物処理という考えで異物を含んだ形で出荷される可能性があるなど、異物混入のリスクが増加するため、対策として、異物除去装置の設置を検証する。（任意選択）
- g. イネもみ殻を他から回収する場合、屋外で放置されていたイネもみ殻が混入するリスクがあることから、対策として、投入前のイネもみ殻を含水率14%以下までに乾燥することについて検証する。例として、炭化炉とは別に追加的に整備したイネもみ殻受入設備（農業用ハウス等）内において、堆肥舎のように床面通風装置が付属したコンクリート槽を設け、含水率14%以下に乾燥する条件を検証する。（任意選択）

## ②バイオ炭高機能化

本事業で導入する混合装置・設備を用いて、①で製造したバイオ炭と、先行事業のコンソーシアムが供給する微生物資材又は提案者が手配する堆肥と混合し、a～dについて検証する（このうち、a～cは必須、dは任意選択検証事項とする）。

- a. 高機能化の配合法として、バイオ炭を、i)粉粒タイプの微生物資材とCE等において配合する場合と、ii)粉粒タイプの微生物資材と圃場において配合する場合と、iii)堆肥及び粉粒タイプの微生物資材と圃場や堆肥舎、堆肥センター等において混合する場合があるが、適用作物に応じた微生物資材を選定した上で、i)～iii)のいずれか又は複数を選択し、配合装置や堆肥混合場所を検証する。iii)については、微生物資材の投入のタイミングについても検証する。
- b. 先行事業において開発する微生物資材（水田用、野菜畑用、かんしょ畑用）から、適用想定作物に応じた微生物資材を選定し、配合時期、高機能バイオ炭保管の有無による保管場所や品質保持を検証する（以下の表2を参照）。配合時期としては、出荷時、炭化時、秋期等がある。また、高機能バイオ炭保管の有無としては、なし（即日出荷）、短期（1週）、中期（1月）、長期（3月以上）等がある。

※各微生物資材について、より効果が高いことが見込まれる資材が開発された場合には、それらの資材の検証も行うこととする。

表2：微生物資材の種類

微生物資材の種類	菌株の特性	期待効果	先行研究において2025年度に適用対象と想定して試験を実施している作物
水田用	有機物分解	稲わら分解、残渣分解 水稻苗の活着、水田ワキ発生防止	水稻、麦、ブロッコリー、キャベツ、ハクサイ、コマツナ、タマネギ、アスパラガス、スイートコーン、茶、果樹（落葉）
野菜畑用	生育促進 (土壌の微生物性改善)	健全生育 (ハウレンソウ等)	ハウレンソウ、キャベツ、タマネギ、長ネギ、ブロッコリー、ニンジン、ピーマン、エダマメ、ダイコン、リーフレタス、キク、トルコギキョウ
かんしょ畑用	有機物分解	残渣分解、健全生育 (かんしょ)	かんしょ、ブロッコリー

- c. 高機能バイオ炭を農地施用し、各種栽培作物・体系における土壌及び作物収量への影響（高機能バイオ炭を施用しない慣行栽培区との差異を含む）を調査することを通じて、施用効果を実証する。また、高機能バイオ炭の水分調整を行い、作業性や微生物資材への影響による施用効果を実証する。
- d. 堆肥製造時の水分調整用の副資材として、バイオ炭と堆肥原料との混合方法を検証する。バイオ炭は、吸水率が高いため畜産糞尿の処理における副資材としての利用が可能であるほか、多孔質なため脱臭効果も期待でき、難分解性のため二次発酵槽の容積低減にも繋がる。こういった特性を活かし、堆肥製造行程におけるバイオ炭の適切な混合方法を検証する。（任意選択）

### ③バイオ炭・高機能バイオ炭の供給

①で製造したバイオ炭と②で製造した高機能バイオ炭を、提案者の実証圃場（20か所程度を想定）や先行事業の実証地区へ供給し、a～dについて検証する（全て必須検証事項とする）。

- a. 対象作物と施用法の組み合わせについて、地域条件と作物に応じた施用法を選択し、その違いから生じる高機能バイオ炭の出荷単位、出荷回数を検証する。対象作物と施用法の組み合わせには、i) 土地利用型作物における全面散布、ii) 土地利用型作物における局所施用、iii) 園芸作物における全面散布、iv) 園芸作物における局所施用、v) 2段階施用（高機能バイオ炭とバイオ炭を2回に分けて施用すること。高機能バイオ炭施用により必要な場所へ効率的に微生物を与えつつ、バイオ炭施用により圃場全体で大きな炭素貯留量を確保するための施用法。）などがある。
- b. 高機能バイオ炭の出荷時期による搬出管理（製造、保管、出荷に係る管理）を検証する。出荷時期としては、春、秋、その他作期間等がある。
- c. 高機能バイオ炭の出荷方法によるロット管理、コストを検証する。出荷方法としては、自社消費、管内自己配送、農家による倉庫直取、業者配送等がある。
- d. 高機能バイオ炭の供給形態によるロット管理、コストを検証する。供給形態としては、バラ、ビニル袋、フレコン小、フレコン大、散布作業請負等がある。

### ④バイオ炭原料

バイオ炭原料の集積や発生時期に応じたバイオ炭の製造（上記①）を通じて、a及びbについて検証する（全て必須検証事項とする）。

- a. バイオ炭原料の原料集積規模と範囲による原料集積コストを検証する。原料集積規模

と範囲としては、小規模、大規模、分散（複数）、外部受入等がある。

- b. バイオ炭原料であるイネもみ殻の発生時期による年間のバイオ炭製造計画を検証する。発生時期としては、秋期集中、季節変動、年間分散等がある。

### ⑤普及面積・指導体制

普及面積やバイオ炭の製造量、指導体制について、a～cを実施する。

- a. 普及面積について、事業終了後の普及面積規模を50～200ha程度に拡大することを目標として、事業期間における実証面積を2030年度までに20～50ha程度にまで拡大することを目標に計画する。
- b. バイオ炭及び高機能バイオ炭の事業期間における製造量を計画する。製造したバイオ炭及び高機能バイオ炭は、提案者の実証圃場へ供給する。先行事業のコンソーシアムと連携し、必要に応じて、実証地区に供給する。(2)②のdにおいて提案者の実証圃場で用いるバイオ炭及び高機能バイオ炭は、提案者の事業費負担で供給し、先行事業の実証地区で用いるバイオ炭及び高機能バイオ炭は、先行コンソーシアムの事業費負担で供給する。なお、微生物資材は先行事業のコンソーシアムから有償で供給される。
- c. 栽培・技術指導、微生物の適切管理ができる指導員を配置する。なお、本事業では、先行事業のコンソーシアムから、高効率イネもみ殻バイオ炭製造装置、微生物資材、栽培技術、地域間融通システム等の開発成果に関する技術指導を受けることができる。

### (3) 先行事業者に協力して検証する事項

先行事業者が確立した各種栽培技術体系や、開発システムの現地実証に協力し、農産物の生産性向上、J-クレジット収益、環境価値の可視化による有利販売等による、バイオ炭施用農法の経済性について分析・評価を行う。

### (4) 事業規模及び予算額等

#### ①予算上限額

本事業の予算は下記のとおり。

【研究開発項目1】高機能バイオ炭等の供給・利用技術の確立

研究開発内容① 高機能バイオ炭等の開発（9.5億円）

各提案の予算額上限（総事業費）は、高効率バイオ炭製造装置及び混合装置の一式の導入、これらに必要な付帯設備、実証・検証に要する経費等を合計して各年度、以下のとおりとする。なお、採択に当たり、NEDOが提案者と協議し、予算減額の調整をする場合がある。また、寒冷地対応等の任意選択検証事項を検証する場合は、予算上限額のa.を超える提案も可能とするが、採択に当たり、NEDOが提案者と協議し、予算減額の調整をする場合がある。

なお、2027年度は高効率バイオ炭製造装置及び混合装置の一式を導入し、試運転によるバイオ炭及び高機能バイオ炭の製造を開始し（2/3補助）、2028～2030年度は製造実証を本格化し、施用効果の検証を併せて実施する（1/2補助）。

- a. 200,000,000円（2027年度、補助率2/3）
- b. 20,000,000円（2028～2030年度における単年度の上限額、補助率1/2）

## ②想定する地域、作物、栽培体系と事業者

想定する地域、作物、栽培体系と事業者は、以下のとおりであるが、地域条件に応じた研究開発を実施すること。

なお、高効率イネもみ殻バイオ炭製造装置の導入、稼働には、イネもみ殻原料が必須であることから、イネもみ殻を容易に収集可能なカントリーエレベーター等を保有しているか、それと同等のイネもみ殻の集積が可能であることを要件とする。高効率イネもみ殻バイオ炭製造装置の処理能力は、イネもみ殻の量として年間約400tである。

また、本事業の研究成果を、先行事業の幹事企業が収集・分析することにより、全国の地域に展開可能な高機能バイオ炭の製造・施用技術体系を確立するため、必要な情報提供に応じること。

加えて、先行事業により高効率イネもみ殻バイオ炭製造装置等が設置されているサイトについては、既設設備を活用した本事業への参加を提案することができるものとする。当該設備は2027年度まで先行事業のコンソーシアムが研究開発に使用するため、提案者の本事業への参加は、2028年度からとする。

（想定する地域、作物、栽培体系等）

- a. 寒冷地
- b. 水稲単作
- c. 土地利用型・輪作体系
- d. 園芸産地
- e. 耕畜連携

（想定する事業者）

- a. JA（農業協同組合、農業協同組合連合会）
- b. 農事組合法人、農地所有適格法人
- c. 食農関連企業（契約農場など）
- d. a～cのいずれかを含む複数企業等のコンソーシアム

## ③付帯設備の例

研究開発に必要な付帯設備については、予算の範囲内で導入を可能とする。例として、以下のものが想定される。

- a. 高効率イネもみ殻バイオ炭製造装置の基礎工事、給排水・外溝等の土工工事・整地工事などの土木建設工事
- b. 高効率イネもみ殻バイオ炭製造装置を覆う倉庫（寒冷地）、寒冷地対応用加温装置、電気設備・工事、水道設備（給水および排水配管）などの機器・設備
- c. イネもみ殻搬送装置（イネもみ殻庫～バイオ炭製造炉）などの付属装置
- d. 検証に必要な最小限のイネもみ殻荷受設備、微生物保管庫などの原料保管設備、高機能バイオ炭製品の保管庫
- e. 堆肥混合に係る、バイオ炭と堆肥を混合するコンクリート槽や混合装置、ペレットマシーン

#### ④積算参考

高効率バイオ炭製造装置及び混合装置の一式として想定される内容と積算参考（及びこれらに含まれるもの）は、以下表3のとおり。高効率イネもみ殻バイオ炭製造装置は、先行事業の研究成果を活用する。また、高効率イネもみ殻バイオ炭製造装置の年間メンテナンスコストの積算参考は、以下表6のとおり。さらに、微生物資材の積算参考は、以下表7のとおり。これらに必要な付帯設備や実証に係る経費を追加計上して、事業費を積算すること。なお、これらの積算参考は公募時点のものであり、物価変動等により上昇した場合のコストは、提案者が事業費及び自己負担経費の中で対応すること。また、高効率バイオ炭製造装置及び混合装置の一式とこれらに必要な付帯設備は、もし不具合があり資産に改良を加える場合、提案者の負担となるため、基本設計に係る予算に加え、費用の上振れ分を十分に見込んでおくこと。

2027年度までは国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構（以下、「農研機構」という。）がコンソーシアムメンバーであるため、農研機構の事業費の範囲内において技術指導を受けられるが、2028年度以降は、コンソーシアムメンバーではなくなる予定であるため、2028～2030年度の実証に当たり、農研機構の技術指導を必要とする場合は、有償技術相談（<https://www.naro.go.jp/collab/system/business.html>）の経費を見込んでおくこと。

なお、実証に必要な経費として、フレコンバックなどバイオ炭の包材に係る経費や、高効率イネもみ殻バイオ炭製造装置からの搬出に必要なフォークリフトのレンタル経費、各地への配送経費等も計上可能である。

表3：高効率バイオ炭製造装置（表4及び表5参照）及び高機能化装置の積算参考価格

バイオ炭と微生物資材の混合タイプ	高効率バイオ炭製造装置及び高機能化装置の積算参考価格	備考
CE等で混合	97百万円	CE等において攪拌機で混合する想定。攪拌機の運送・設置経費を含まない。
圃場で混合	90百万円	圃場においてブレンドキャストで混合する想定。

※積算参考価格は先行事業者から聞き取りを行いNEDOで積算した価格である

※周辺工事（基礎、もみ殻庫改造、寒冷地仕様など）は提案者で積算すること

表4 高効率バイオ炭製造装置

項目	数量
1.もみ殻バイオ炭製造装置	1基
【主要構成機器】	
① バイオ炭製造炉 (付属機器) 原料投入ホッパ、送風機、着火装置、チャー排出コンベア、冷却水クーラー、ポンプ	
② バイオ炭コンベア (付属機器) 振分コンベア、散水設備、シャッター庫	
③ 制御盤	
2.現地組み立て・試運転調整	1式
① バイオ炭製造装置の輸送・据付・組立	
② 主要構成品及び付属機器の取付	
③ 同上配線・配管接続	
④ バイオ炭製造装置総合試運転・調整	
⑤ 取扱説明	

※既設もみ殻庫改造及びもみ殻搬送装置は含まない

※土木・基礎工事は別途必要である

※研究開発中のため、仕様は変更することがある

表5：高効率バイオ炭製造装置に含まれる範囲

工事	内容	範囲	備考
機器・設備	機器の設計・制作	○	投入RV～振分コンベアまでの機器 ※既設もみ殻庫の改造、もみ殻庫からの搬送、バイオ炭保管庫、金属パレットは含まない
	騒音対策費用	×	必要時には建屋にて防音施工が必要
	推奨予備品、消耗品（メンテナンス部品除く）	×	
電気設備	機器制御盤への1次側電源供給配線工事	×	操作盤内の指定に接続のこと
	機器制御盤以降二次側電気工事	○	
	受電設備、キュービクル	×	
	設備部分の電源設備（100v電源、照明機器）	×	
	信号・表示に関する電気工事（他盤との入出力）	×	既設利用機器との信号授受
土木建築工事	建屋関連とその工事	×	壁貫通部の開口・仕舞工事など
	給排水・外構等の土木工事、整地工事	×	
	機器・配管・架台の基礎、土間工事、地下ピット工事	×	
	機器のベース部等のグラウト処理	×	
水道設備	機器一次側吸水及び排水配管	×	機器指定場所にて接合のこと
輸送	高効率バイオ炭製造装置の現地搬入	○	
据付工事	高効率バイオ炭製造装置の搬入工事	○	
	高効率バイオ炭製造装置の据付工事	○	
	配管（エア、水）工事と配管材料	○	
試運転調整	機器運転指導	○	
	試運転	○	

表6：高効率バイオ炭製造装置  
メンテナンスコストの積算参考価格

項目	単位	積算参考価格
メンテナンスコスト	千円/年	1,385

表7：微生物資材の積算参考価格

項目	単位	積算参考価格
微生物資材	円/ha	4～5万円

※ 標準施用量として200kg/haを想定  
用途・作物・施用方法によって変わる可能性  
があります